

国保運営協議会について

平成29年5月31日

神奈川県保健福祉局

保健医療部医療保険課

国民健康保険運営協議会(都道府県・市町村)

都道府県運営協議会

市町村運営協議会

主な審議事項 ・国保事業費納付金の徴収 ・国保運営方針の作成 ・その他の都道府県が処理する重要事項	主な審議事項 ・保険給付 ・保険料の徴収 ・その他の市町村が処理する重要事項
委員 ・被保険者代表 ・保険医又は保険薬剤師代表 ・公益代表 ・被用者保険代表	委員 ・被保険者代表 ・保険医又は保険薬剤師代表 ・公益代表 ・被用者保険代表(任意)

国民健康保険法(抜粋)

(国民健康保健事業の運営に関する協議会)

第11条 国民健康保険事業の運営に関する事項(この法律の定めるところにより都道府県が処理することとされている事務に係るものであつて、…(略)…国民健康保険事業費納付金の徴収、…(略)…都道府県国民健康保険運営方針の作成その他の重要事項に限る。)を審議させるため、都道府県に都道府県の国民健康保険事業の運営に関する協議会を置く。

2 国民健康保険事業の運営に関する事項(この法律の定めるところにより市町村が処理することとされている事務に係るものであつて、…(略)…保険給付、…(略)…保険料の徴収その他の重要事項に限る。)を審議させるため、市町村に市町村の国民健康保険事業の運営に関する協議会を置く。

(略)

神奈川県国民健康保険運営協議会について

1 目的

国民健康保険(以下、「国保」という。)事業の運営に関する事項のうち、都道府県が処理することとされている事務に係る事項(国保事業費納付金の徴収、都道府県国保運営方針の作成その他の重要事項に限る。)を審議することを目的とする。

2 設置根拠及び運営に係る規定

改正国民健康保険法第11条第1項

持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律附則第7・9条

神奈川県国民健康保険運営協議会規則

3 審議等事項

- ・ 国保運営方針(国保事業費納付金の徴収を含む)に係る諮問・答申
国保事業費納付金の算定方法、標準的な保険料(税)算定方法、保険料(税)収納率目標の設定、
収納率向上に向けた取組、保険給付・医療費適正化に向けた取組、市町村事務処理標準の設定 等
- ・ その他報告事項
県国保特別会計の予算・決算に係る報告、次年度の納付金算定額・標準保険料率に係る報告、
県国保条例(案)の報告 等

4 委員の構成について

- ・ 被保険者を代表する委員 3名
 - ・ 保険医又は保険薬剤師を代表する委員 3名
 - ・ 公益を代表する委員 3名
 - ・ 被用者保険等保険者を代表する委員 2名
- 会長は、公益代表委員から選出する。

5 委員の任期について

平成29年4月1日～平成30年3月31日(1年)

平成30年4月1日～平成33年3月31日(3年)

改正国保法施行令施行後、平成33年3月31日まで延長予定 通算4年

(参考) 持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律(抄)(経過措置)

附 則

第六条 都道府県は、この法律の施行の日(以下「施行日」という。)前においても、平成三十年改正後国保法第八十一条の二第一項の規定の例により、財政安定化基金を設けることができる。

2 都道府県は、前項の規定により財政安定化基金を設けた場合には、施行日の前日までの間は、平成三十年改正後国保法第八十一条の二第一項各号に掲げる事業に必要な費用に充てることができないものとする。

3 国は、当分の間、予算の範囲内において、都道府県に対し、平成三十年改正後国保法第八十一条の二に規定する財政安定化基金(第一項の規定により設けられた場合を含む。)の財源に充てるため必要な資金を補助することができる。

第七条 都道府県は、施行日の前日までに、平成三十年改正後国保法第八十二条の二(第八項を除く。)の規定の例により、同条第一項に規定する都道府県国民健康保険運営方針を定めるものとする。

第八条 都道府県は、施行日の前日までに、平成三十年改正後国保法第八十二条の三の規定の例により、平成三十年度の同条第三項に規定する標準保険料率を算定するものとする。

第九条 附則第五条から前条までに規定するもののほか、平成三十年改正後国保法の施行のために必要な条例の制定又は改正その他の行為は、施行日前においても行うことができる。